くりはらし

農業委員会だり

第12号

平成22年1月1日発行





写古		伊豆沼の日の	N ₄
크므	١.	14 5 10 10 1	7. 1

主 な 内 容	
○ 年頭の挨拶	2 P
○ 活動報告	3 P
○ おらほの活動ほか	4 P
○ 農地法改正について	5 P
○ 農業委員会からのお知らせ	6 P



挨

栗原市農業委員会

あけましておめでとうござい

質も良く収量も平年並みとな ものと感激しております。 としての面目躍如、農家の皆様 り、環境保全米の産地「栗原市_ の努力が、文字通り実を結んだ 変心配致しましたが、水稲は品 天候が寡照に推移し大

業委員会系統組織では、将来と 業参入による様々な懸念を払拭にするとともに、一般法人の農 従事する個人と農業生産法人の の権利取得者は、農作業に常時て参りました。その結果、農地 も一般株式会社の農地所有権を ました。今次改正にあたって農 と農地行政は大きく様変わりし が施行され、「所有から利用へ」 かと受け止めております。一方 耕作者が基本であることを明確 容認しないこと等、強く要請し で、「改正農地法」では農地利 する措置を強化できたのでない さて、昨年末、「改正農地法」

> の厳格化 の業務と責任の範囲が広くなり借料情報の提供等、農業委員会 ました。

性の向上、公平・公明性の確保とより任意業務についても透明 受け止め、新たな農地制度の周 て行く所存であります。 に留意しつつ、適正実施に努め ととなっており、法令事務はも して日常的な業務評価も行うこ ればなりません。行政委員会と 知・徹底に取り組んで行かなけ に努め、その役割と責任を深く われわれ農業委員は意識改革

ます。 設置し個別に相談いただけるよ成庁舎移転に伴い、相談室等も う配慮しておりますので、 軽にご利用いただきたいと存じ また、農業委員会事務所の金 お気

いておりますが、地域と農業を農業に関して厳しい環境が続 のご挨拶といたします。程お願い申し上げまして、 りますので、 守るため本年も日々活動して参 今後ともご協力の 年頭 点から農業政策に対し提言なさ

用に関して、遊休農地の発生防

法人の耕作地の確認、

別段面積の設定、賃 **仁**さし

まほろばホールにおいて開催さ が平成21年11月24日、 し、第53回宮城県農業委員大会 現に向けて政策要望等を行うた め、県内の農業委員が一堂に会 に、将来展望が持てる農政の実農業と農村の活性化のため 第53回宮城県農業委員大会 ~農業・農村と農業委員会活動の活性化をめざして~ 大和町の 集落

村現場の声に応え、なおかつ消 学生命科学研究科の鈴木宣弘教大会では、東京大学大学院農 するべきである。」と独自の視 施策の発動のルールを事前に定 のではなく、緊急事態に備えて 業政策の実現に向けて早急に対 費者である国民が納得できる農 すか」をテーマに記念講演が行 農業・農村基本計画は何を目指 授を講師に迎え、「新たな食料・ めておくような制度体系を重視 策を取るべきであり、また、 政策のあるべき姿について、「農 われました。鈴木教授は、農業 れました。 症療法的な緊急対策を繰り返す 対

農業委員会系統組織の体制強化 に関する要望決議をはじめとす 農地制度改革に伴う

> されました。 ていく」とする大会宣言が採択 有効利用に最大の努力を傾注しい手の確保や優良農地の確保と る5つの議案が決議されました。 、農政の最重点課題である担 け現場主義を徹底し、地域や また、「農業委員会は、 から評価される活動を行 とり

城県知事から感謝状が授与され された佐藤秀男委員に対して宮 では、農業委員として20年勤続 大会の冒頭に行われた表彰式



県知事から感謝状を授与される佐藤秀男委員

みんなで、読もう! 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月600円(送料込)

め、農地パトロールを行いましたして耕作放棄地の防止等のたをして耕作放棄地の防止等のた転用や産業廃棄物の不法投棄、転断機業委員会では、平成21年11

を対象として調査を行いましして班体制を組織し、市内全域農地部会ごとに部会長を中心とパトロールは、農業委員会のパトロールは、農業委員会の で多く見られ、一耕作放棄地は、 ど草が生い茂った状態の農地で多く見られ、一部ではほど耕作放棄地は、特に山間地

地等とんば

農地パトロール前の打ち合わせの様子



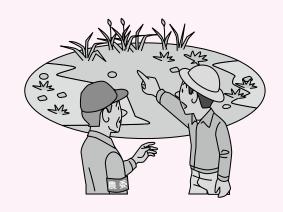
農地パトロールを行う農業委員

この原因は、地域における担この原因は、地域における担この原因は、地域における担この原因は、地域における担この原因は、地域における担この原因は、地域における担この原因は、地域における担 費等が手 す。 とが困 まうと #度農地として使用t手間が掛かるため、 は にた農地になるとされ いう悪 かは な状態まで荒廃してし か山 る間 循 傾地 いなるとさらに経傾向にあり、一度地域ほど耕作に経 環によるもので 力するこ

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

- ○わが国の食料自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に 活用することを目的とした新たな農地法が成立し、平成21年12月に施行されま した。
- ○新たな農地法では、これまで農業委員会が 行ってきた『農地パトロール』が法定化さ れました。
- ○農業委員会が地域を巡回して調査を行いま すので、皆様のご理解・ご協力をよろしく お願いします。





農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地が あってお困りの方は農業委員会までご連絡下さい。

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

新生糠塚生產組合(集落営農活動)

おらほの活 **〜新農政への取り組み〜**

の栽培と販売にも力を入れていま 内でもあまり例のないサツマイ 主に水冠 市稲戸 七

と同様に地元のエポカ21の観光物収穫したサツマイモは、昨年度良い出来となりました。 品質があまりよくありませんでしえ、収穫量はまずまずでしたが、 間が掛からないため比較的育てやサツマイモは、管理にあまり手 予防を行い、 た。そのため、 昨年度は、2800本のでの栽培に適しています。 収穫量・品質ともに 2800本の苗を植 水はけの良い当地区 今年度は、 病虫害

サツマイモの収穫

また、料理の試食の際には、作



サツマイモの定植

んでいきたいと考えていますって魅力のある農業に取り組

生糠塚生産組 合長 千葉

合 幸雄

鈴木春江委員

ランドを模索し、組合員一丸となにして販売するなど新たな栗原ブまま販売するのみではなく加工品来栽培面積を増やし、また、その

まだ手探りの状態ですが、近い将

サツマ

イ モ

0)

栽培につい

ては、

産館

や市内の菓子店に販売する予

第2回

一業委員による

において開催しました。月19日、若柳多目的母修 料理教室は、 19 の郷土料理教室」を平成21年11、地元で採れた食材を用いた「季 私たち女性農業委員が講師とな 若柳多目的研修センター

参加があり、一 い。」などの感想があり大好評で向けて子供と一緒にまた作りたた。中でも花ずしは、「お正月に 肉の重ね蒸しの3品を作りまし コンのかば焼きそして③白菜と豚 欲的な男性の参加もありました。 メニューは、 栗原市内から21名の院、今回で2回目の開 女性ばかりでなく意 ①花ずし、 ② レ ン

りましたら広報等でお知らせした料理を予定しており、詳細が決ま のご参加をお待ちしております。 いと思いますので、 理を予定しており、詳細が決ま次回は、2月頃に米粉を使った 多数の皆さん



行うことができました。

花ずし(左)、レンコン蒲焼(上)、重ね蒸し(右)



料理の作り方を教える鈴木春江委員と参加者

みんなで、読もう! 全国農業新聞 毎週金曜日 購読料/1ヶ月600円(送料込) 発行日 電話 42-1239 お申し込は・お問合せは、栗原市農業委員会事務局まで

農地法が改正されました

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。 将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、 活かすことが重要です。

こうした観点から農地法等が改正され、平成21年12月から施行されています。

新しい農地法等はこうなります!!

1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

●農地を利用できる者の 範囲が拡大されます!

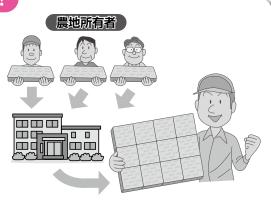
農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業 常時 従業者

農業 生産法人 農作業 + 常時従業者 以外の個人 農業生産 法人以外の 法人



(2.許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!)

●違反転用等をした場合の罰金額が 大幅に引き上げられます!

事 項	現行	改 正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用におけ る原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



【3.農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

●相続によって農地を取得した場合には、 農業委員会へ届出を行うことになります!



=新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい=

の 委員会から お

農業委員会委員選挙人名簿登載申請をお忘れなく

- ◆ 平成22年1月1日現在において下記の要件を満たす方は、選挙人名簿登載申請が必要です。
 - 栗原市に住所を有する人
 - 年齢20歳以上の人(平成2年4月1日以前に出生した方)
 - 1,000㎡以上の農地で耕作を営む人
 - 上記の耕作を営む人の同居親族または、配偶者で年間60日間以上耕作に従事している人 (農地を1,000㎡以上所有していても、実際に耕作していなければ資格はありません。)
 - ※ 申請書は対象世帯に行政区長経由で配布されます。 記載例を参考に記入していただき、1月6日(水)までに返信用封筒に入れて各地区の行政区長 へ提出してください。

贈与税納税猶予の継続届と不動産取得税徴収猶予の延長届について

農地の生前一括贈与により、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予を受けている方は、3年 ごとにそれぞれを継続するための届け出が必要です。

築館税務署と栗原県税事務所から対象者あてに届出書が送付されますので、必要事項を記入し、 平成22年 2 月 16 日(火)まで に各総合支所産業建設課へ提出してください。

農地の賃借料情報の提供について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されたことから、農業委員会では農地賃貸借契約の目安と して、農地の賃借料情報を提供します。

提供する情報は、栗原市内各地域字地内の10アール当たりの実勢賃借料の平均値、最高値及び最 低値です。

なお、提供する情報量が多いため、農業委員会又は各総合支所産業建設課において閲覧等が行える ようにする予定ですので、詳細につきましては農業委員会までお問い合わせ下さい。

> 農業委員会事務局 42 - 1239電話

行され、農地制度はそのため、農業委員でのため、農業委員をのため、農業委員が、農業委員がある。 分かり 栗原市 その してま を主作 年末に、 編 いや いますよう宜しくお願い致いりますので、今年も御愛いりますので、今年も御愛の変化等についてより一層の農業の活性化のため、農 的とした改正農地法 集 農業委員会として 農地貸借規則 後 転換点を向 記 0 が 緩 か施和

事務所が移転しました

市の広報等でもお知らせしておりましたが、平 成21年11月9日から農業委員会事務所が市役 所金成庁舎3階に移転しました。なお、電話番号 等も下記のとおり変更になっております。

T 989-5171

宮城県栗原市金成沢辺町沖 200 番地 電話番号 0 2 2 8 - 4 2 - 1 2 3 9 FAX番号 0 2 2 8 - 4 2 - 1 2 4 9